

のもつ意味を国民一人ひとりが考えなくてはいけなくなってきました。

自由というものは実態的な概念ですが、平和というものも非常に重要な価値です。憲法の前文の中に「日本国民は」という主語で始まり、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないように」という文章があります。「政府の行為によ」というところが注目していただきたいのです。国家には形がありません。国家が戦争をします

が、空襲で家を焼かれ、亡くなったりけがをするのは私たち人間です。政府の行為による惨禍は、私たちが身の人間が経験します。これは人権侵害以外の何ものでもありません。日本国憲法では、政府の行為によつて再び戦争の惨禍がないようになるといっています。平和を実現するために、憲法では九条の第一項で戦争を放棄するといっています。また、第二項ではそのために戦力を保持しない。また、交戦権はこれを認めていません。

### 自衛隊は戦力ではない、軍隊ではない、というロジック

憲法九条は、直接的に「我が国は平和主義」ということを謳っているわけではなく、軍隊に権限を配分しないという規定を定めています。国家機関は権限がないと行動できませんし、権限の中でしか行動ができません。憲法九条は軍隊を持たないといっているのではなく、軍隊に権限が配分されていません。権限配分しないという「無」の規定です。しかし、みなさんが知っているように自衛隊があります。自衛隊は「実力行使する組織」であって、そういう観点からするとかなり大きな権限体系です。自衛隊が存在するためには余程の理屈が必要です。その理屈とは、自衛のための必

のコントロールでした。

解釈変更は国民が考え判断するプロセスを奪う常軌を逸脱した方法

私が専門とする法律学は理屈の学問です。理屈が通っている間は説明が可能です。理屈がなくなつたらどうなるのか、とても恐ろしい。私たち憲法学者などで設立した「国民安保法制懇」が危惧していることは、国家権力を縛ってきたものが有名無実化して、生のままの権力になつたときにどうコントロールしていくのか、ということなんです。解釈の変更で九条は明文に残りますが、単なる飾りものになつ

てしまいます。本来、憲法の条文を変更できるのは、九十六条に基づく憲法改正手続きが行われた場合だけです。一内閣による解釈変更はこれをショートカットするに等しいのです。

九十六条が定める日本国憲法の改正の手続きルールは、衆参両議院それぞれ三分の二以上の賛成による国会の発議と国民投票での過半数という二段構えです。憲法の改正にはそれなりの手続きを踏む必要がありますが、解釈変更は国民が考へて判断するというプロセスが飛ばされてしまいます。これが解釈で変更するところのおかしな点です。

### なぜ解釈変更の閣議決定を行うのか

また、今回の解釈変更については、閣議決定が二段構えとなつていきます。まず解釈を変更しようということについての閣議決定、その後具体的な法律案を閣議決定し、内閣提出法案を国会に提出する。そもそもなぜ閣議決定が必要なのか。これまで、PKO法など解釈変更に関する必要なのが行われてきたようなことが行われてきました。閣議決定はしていません。今までのように実質的に集団的自衛権の行使容認に踏み込んだような自衛隊法改正案などをそつと出すことが出来たかもしれません。なぜそれをしなかつたのでしょうか。それは、政府自身に憲法九条の意味内容を変えろという意識があつたからに他ならない。また、政府自身も安全保障政策の根本

的な転換に等しいとみなしているからだと思えます。こういう方法を一度してしまつと際限がなくなりまして。九条でさえ解釈変更できちゃうのだから他の条項に関しても可能だろうという風になつてしまいます。憲法はそのまま見て意味の分かるものではありません。一旦解釈しなければいけません。政府は解釈して、憲法を法律に反映させていくわけですが、すべての解釈をその時々政権が変わることのできるであれば公的の安定性に欠けます。本来あつてはならない手法であり、特に政府が何十年間も憲法のこの条文の意味はこういふことであり、改正しなければ解釈変更は認められないとしてきた事柄を変えろというのはあまりにも常軌を逸脱した方法です。



当日は一般市民も含め75人が参加した（2014年6月14日、ボルファートとやま 4階琥珀）

### 集団的自衛権の行使は何を招くのか

集団的自衛権は一言で言うならば、武力行使、戦争ができる国になり得るといふことを意味しています。これまで、他の国が攻めてきたときに防衛することはあつても、日本の意思で他の国に行くことはないとい

と、北朝鮮はアメリカと戦争しているのに日本にも攻撃されたことになりました。これにより北朝鮮は正當に日本に反撃することができま

す。反撃するとなると、日本にはたたくさんの原発がありますから、反撃対象の一つになるのは間違いないでしょう。

また、国が集団的自衛権を行使する結果として、自衛隊の方々の命が失われるかもしれません。戦後、日本国の名の下に国内では死刑はありましたが、海外では人を殺していません。しかし今後は、日本国の名の下に人を殺し、殺されることになりま

す。日本の自衛隊員が棺に入つて帰ってくることも覚悟しなくてはならないのです。抽象度が高いほど語るとは容易です。国を守るため、抑止力を高めるため、九条の効力がなくなつた場合、日本は国際政治の中で安全保障問題に対する政治の力量がより一層問われることになりま

す。昨年6月の青井未帆氏の講演会から半年以上が経過しました。その間、7月1日に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が行われ、安倍首相は現在開会中の国会に関連法案を提出、成立を目指しています。

今年に入ってマスコミは、集団的自衛権をテーマに世論調査を実施しています。

(日本テレビ世論調査 1月16~18日実施)  
Q. あなたは、安倍内閣が進めている、集団的自衛権の行使を認めて、自衛隊の活動範囲を広げることが、平和への積極的な貢献になると、思いませんか?  
思う 29.8%  
思わない 53.8%  
わからない、答えない 16.4%

(TBS世論調査 2月7~8日実施)  
Q. 安倍政権は、集団的自衛権の行使を可能にするための安全保障関連の法案を今の国会に提出し、成立させる方針です。あなたはこうした方針に賛成ですか、反対ですか?  
賛成 37%  
反対 48%  
わからない、答えない 15%

安心・安全という言葉や形のない概念。国民は脅威が煽られれば煽られるほど不安になります。政府は過剰に抽象度が高い言葉を使つてはいけません。それなのに、使っています。「国を守る、安心・安全」ということは私たちは否定できません。なぜ国家は存在しなくてはいけないのか。私たちの生活を守るためです。当たり前のことです。九条がなくなつた日本を想像してみてください。九条の効力がなくなつた場合、日本は国際政治の中で安全保障問題に対する政治の力量がより一層問われることになりま